



JA会津よつば

つなく絆、よつばの未来。

合併10周年記念

定期貯金

募集期間 令和8年 6/1月 ▶ 令和8年 8/31月

新規で50万円以上ご契約いただいた方

預入期間 5年 年1.50% (税引後 年1.195%)

預入期間 3年 年1.00% (税引後 年0.796%) 2026年6月1日現在

ご利用いただける方 個人のお客様

預入期間 3年または5年(自動継続)

お預入金額 1,000万円以内(1万円単位)

預入方法 一括預入(通帳式、証書式どちらも可)

- 原則、他金融機関や保険会社等からの振込金、農作物販売代金、年金、給与、賞与、共済満期金等による新規預入が対象となります。
- 当JAで既に契約している定期貯金の満期金や中途解約金による預け入れは対象外です。

※詳しい商品内容は、商品概要説明書をご覧ください。

公式キャラクター
「コメナルド画伯」



JA会津よつば合併10周年記念定期貯金

商品概要

商品名	●JA会津よつば合併10周年記念定期貯金（スーパー定期貯金<単利型>）
ご利用いただける方	●個人のお客様
預入期間	●定型方式 3年(自動継続)、5年(自動継続) ●お預入時に「元金自動継続」または「元利金自動継続」をご選択いただけます。
預入方法	(1) 預入方法 ●一括預入 (2) 預入金額 ●50万円以上1,000万円以内 (3) 預入単位 ●1万円単位
払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1) 適用金利 ●預入期間 3年 年1.0% (税引後年0.796%) 預入期間 5年 年1.5% (税引後年1.195%) (2) 利払頻度 ●預入時の約定利率を初回満期日まで適用し、初回満期日以降は継続時のスーパー定期貯金の店頭表示金利が適用されます。 ●中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 (3) 計算方法 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税金 ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法 ●金利については最寄りの支店窓口にお問い合わせください。
手数料	——
付加できる特約事項	●個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.4%を上乗せした利率） ●個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ●個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	●満期日前に中途解約する場合は、当JAの期限前解約利率により利息を計算し、元金とともにお支払いします。なお、中途解約利息以上に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から精算させていただきます。 詳しくは、商品概要説明書をご覧ください。
貯金保険制度（公的制度）	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0242-37-2245）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福島県弁護士会（電話：024-534-2334） 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他の参考となる事項	●この商品の募集期間は令和8年6月1日（月）から令和8年8月31日（月）までとし、募集金額は総額50億円となります。期間中、募集金額に達した場合、募集終了となりますので、お早めにお申込みください。 ●この商品のお取り扱い、店頭のみとし、JAバンクアプリプラス・ATMではお取り扱いできません。 ●この商品をお申込みするにあたり、お申込された方（またはご家族）が当JAにお預入れいただいている定期貯金を解約（満期・中途解約）し、当該解約金でのお申込みはできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

(2026年6月1日現在)